

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

京成グループの一翼を担う当社グループは、鉄道事業・バス事業の運輸業を中心に、賃貸ビルを主体とした不動産事業等を営み、これらの事業を通じて地域社会の発展に貢献することを目指すとともに、当社グループが保有する経営資源を最大限に活用し、経営基盤の一層の強化を図りグループ全体の収益、利益の拡大に取り組んでおります。

「経営基盤の一層の強化」のためには、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であり、これにより法令及び定款に適合することが確保できると考えております。

基本的な考え方は以下のとおりです。

- 1 法令遵守を含めた行動規準の整備及び周知
- 2 取締役と監査役の役割分担を確保した監査役設置会社形態の充実
- 3 取締役会、常務会議等の取締役の職務執行上重要な意思決定手続きの明確化
- 4 社内規程及び職務権限規則による責任部署及び手続きの明確化
- 5 内部監査室による内部チェック体制の充実
- 6 監査役による実効的な監査体制の確保

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳】

当社は、機関投資家及び海外投資家が議決権を行使しやすい環境を整備する必要は認識しておりますが、2019年3月末時点の機関投資家比率は3%程度であり、費用面等を勘案した結果、現時点では議決権電子行使プラットフォームの利用は検討しておりません。同様に、海外投資家の比率は全体の2%程度であることから、業務効率面等を考慮し、招集通知の英訳は現時点では検討しておりません。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社の海外投資家比率は、2%程度と非常に小さく、英訳の導入は現時点では不要と考えております。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置】

取締役候補者の指名や取締役の報酬などの重要事項については、独立社外取締役2名が出席する取締役会において審議し、決定しており、独立社外取締役は客観的・中立的な立場から、必要に応じて助言を行っております。今後は、取締役会の下に、任意の独立した諮問委員会の設置を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を業務上の取引関係の維持・強化を図る目的で保有しております。当該株式の保有意義は毎年検証しており、その結果は取締役会に報告することといたします。検証にあたっては、保有株式ごとに、保有に伴う便益やリスク、並びに当社の資本コスト等を考慮し、当社の保有目的に適合するか等を精査し、総合的に判断することといたします。検証の結果、保有の妥当性が認められないと考えられる場合には、適宜見直してまいります。保有株式の議決権の行使については、その議案が当社の企業価値向上に資するか等を総合的に検討した結果により、適切に判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が取締役及び主要株主等との間で利益相反行為または競業取引に該当する行為を行う場合は、取締役会の承認を必要とする旨を取締役会規則に定めております。また、承認された取引の期間が満了した時点の直近の取締役会において、取締役は必ずその取引内容について報告するものとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しております。制度導入時および入社時に運用商品の選定や資産運用に関する教育を実施するとともに、定期的に教材を配布するなど適切な教育を実施しております。また従業員には定期的に運用成績を通知し、運用の確認を行えるようにしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

企業理念や経営戦略を当社ホームページ(<https://www.shinkeisei.co.jp/>)にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の1-1.【基本的な考え方】に記載のとおりです。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の2-1.【取締役報酬関係】に記載のとおりです。

(4)取締役会が取締役・監査役候補者の選解任を行うに当たっての手續

取締役候補者の選任を行うに当たっては、取締役として株主からの経営の委任に応え、企業価値の最大化に貢献し得る豊富な経験と高い見識を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を選任する方針としております。この方針に基づき、社長が取締役候補者の原案を作成して取締役会に提案し、取締役会にて決定しております。取締役が、不正の行為や、法令または定款に違反する重大な事実の疑義がある場合並びに健康上の理由から職務の継続が困難となった場合など、解任の必要性が生じた際には、取締役会で審議の上、株主総会に解任議案を付議いたします。また、監査役候補者については当社の経営全般について、中立的・客観的に監査が行うことができるかを基準に社長が選定し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて取締役・監査役候補者の選解任を行う際の、個々の選解任についての説明
取締役候補者及び監査役候補者の個々の選解任理由は株主総会招集通知に記載いたします。

【補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲】

当社は、取締役会において当社の経営戦略や経営計画等の基本方針その他の経営上の重要事項、並びに法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その基準は取締役会規則に定めております。なお、委任の範囲は職務権限規則を定めて、業務執行上の権限と責任を明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立性判断基準は本報告書の2-1.【独立役員関係】に記載のとおりです。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の構成に関する考え方、取締役の選任に関する方針と手續】

当社の取締役会は、当社の業務に精通した社内取締役と社外における経営経験等が豊富な社外取締役が出席することで、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスが取れるよう構成しております。なお、社外取締役2名、及び独立社外取締役2名を選任し、それぞれの専門知識及び経営者としての経験等を活かした監督を行っております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書で開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性に関して、全取締役および全監査役を対象としたアンケート調査による自己評価を参考に、独立社外役員が半数以上を占める会議にて分析・評価を行い、評価結果を取締役会に報告いたしました。評価結果としては、取締役会の構成・運営状況・審議状況等は適切であり、取締役会の実効性は確保されていると判断いたしました。今後も、継続して取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役が、それぞれの役割や責務を果たすうえで必要となる知識の習得や更新のためのトレーニングを継続して実施します。社外取締役・社外監査役を当社に迎えるにあたり、必要に応じて当社の事業の内容・状況等の理解を深めるよう当社の事業所等の視察を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社はIR担当部署である総務人事部を管掌する取締役をIR担当取締役に選任することで、建設的な対話の実現に努めております。IR活動に必要な情報は、経営企画・総務・財務部門等から情報収集し、IR担当部署で集約を行います。また、個別に面談等を行った場合には、経営トップまで報告し情報共有しております。投資家との対話の際は、中期経営計画の概要や事業内容に関する事項を対話の主なテーマにするほか、一定期間(四半期末から決算発表の間)取材に応じないサイレント期間を設けるなどして、インサイダー情報管理に留意しております。なお、個人投資家向けの説明会を年に1回開催しておりますが、要望等に応じて開催回数を増やすことも積極的に検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
京成電鉄株式会社	4,284,935	38.87
日本生命保険相互会社	274,629	2.49
帝都自動車交通株式会社	200,000	1.81
株式会社関鉄クリエイト	180,000	1.63
三井住友信託銀行株式会社	133,400	1.21
関東鉄道株式会社	133,360	1.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	132,600	1.20
三井住友海上火災保険株式会社	114,000	1.03
新京成電鉄従業員持株会	113,517	1.03
株式会社みずほ銀行	110,280	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三枝 紀生	他の会社の出身者													
小林 敏也	他の会社の出身者													
野村 徹	他の会社の出身者													
網谷 多加子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三枝 紀生		上場会社の取引先又はその出身者 <略歴> 2006年6月 京成電鉄株式会社常務取締役 2008年6月 当社社外取締役(現任) 2017年6月 京成電鉄株式会社代表取締役会長(現任) <当社と京成電鉄株式会社の取引の内容> 車両の賃貸、駅の共同使用及び土地の賃借等、動力車操縦者養成の委託等	当社と同様の事業を営んでいる京成電鉄株式会社の出身であり、その専門性を重視するとともに、経験豊かな経営者の観点による経営全般の監督・チェック機能が経営体制の強化に資することから、独立性の有無に関わらず選任しております。また、同社は当社の主要株主であります。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山門 浩一		独立役員に指定 上場会社の取引先又はその出身者 <略歴> 2016年4月 三井住友信託銀行株式会社 常務執行役員 2016年6月 当社社外監査役(現任)	金融機関出身であり、豊かな財務経験を有し、経営に対する客観性や中立性の観点から当社の社外監査役として適任であります。また、当社は複数の金融機関と取引をしており、三井住友信託銀行は主要な借入先に該当しません。よって、同社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として選任しております。
天野 貴夫		上場会社の取引先又はその出身者 <略歴> 2018年6月 京成電鉄株式会社常務取締役(現任) 2019年6月 当社社外監査役(現任) <当社と京成電鉄株式会社の取引の内容> 車両の賃貸、駅の共同使用及び土地の賃借等、動力車操縦者養成の委託等	当社と同様の事業を営んでいる京成電鉄株式会社の出身であり、その専門性を重視するとともに、長年に亘り鉄道事業に携わってきたほか、企業経営者として培ってきた経験を有しており、経営全般の監督・チェック機能が経営体制の強化に資することから、独立性の有無に関わらず選任しております。また、同社は当社の主要株主であります。
金子 庄吉		上場会社の取引先又はその出身者 <略歴> 2018年6月 京成電鉄株式会社取締役(現任) 2019年6月 当社社外監査役(現任) <当社と京成電鉄株式会社の取引の内容> 車両の賃貸、駅の共同使用及び土地の賃借等、動力車操縦者養成の委託等	当社と同様の事業を営んでいる京成電鉄株式会社の出身であり、その専門性を重視するとともに、豊かな財務経験による経営全般の監督・チェック機能が経営体制の強化に資することから、独立性の有無に関わらず選任しております。また、同社は当社の主要株主であります。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、「独立社外役員選任基準」を制定しております。

【独立社外役員選任基準】

次の項目に該当する場合は原則として独立性が無いと判断

1. 当社及び当社の関係会社(以下「当社グループ」)の業務執行者 a
2. 当社の主要な取引先 b 又はその業務執行者
3. 当社の大株主 c 又はその業務執行者
4. 当社の主要な借入先 d 又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
6. 当社から多額 e の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
7. 当社から多額の寄付を受けている者
8. 過去3年間に於いて上記2から7に該当していた者
9. 上記1から7に該当する者が重要な者 f である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

a 業務執行者: 現に所属している業務執行取締役、業務を執行する社員その他これらに準じるもの及び使用人ならびに過去10年間に於いて

当社グループに所属したことがある者。

- b 主要な取引先:当社との年間取引金額が当社又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- c 大株主:当社事業年度末において、議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- d 主要な借入先:当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者。
- e 多額:1事業年度あたり個人の場合は年間1,000万円以上。当該専門家が所属する法人、組合等の団体の場合は、当該団体の総収入の10%を超えることをいう。
- f 重要な者:取締役、監査役及び部長格以上の管理職に当たる使用人をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2005年7月より、常勤取締役に対して、月額報酬の一部を自社株取得目的報酬として支給し、役員持株会への拠出により自社株取得・保有を図る業績連動的な報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

- 1 取締役に対する報酬は128,781千円(2019年3月期分)で、これには使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
- 2 監査役に対する報酬は41,856千円(2019年3月期分)です。
- 3 当事業年度において社外役員に支払った報酬額の総額は37,824千円(社外取締役5名、社外監査役2名)であります。
- 4 会計監査人(東陽監査法人)と締結した監査契約に基づく監査証明に係わる報酬は、35,000千円(2019年3月期分)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬限度額は、株主総会で決議しております。各取締役の報酬額は取締役会により、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、秘書担当より常勤の取締役と同様に情報伝達等を行っております。

社外監査役については、監査役の職務を補助する体制として監査役室を置き、専任の使用人を配置して情報伝達等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
片岡 遼一	相談役	長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見から、経営その他事項の相談に応じて助言を行っております。	非常勤、報酬あり	2014/6/26	10年以内
笠井 孝悦	相談役	長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見から、経営その他事項の相談に応じて助言を行っております。	非常勤、報酬あり	2018/6/27	10年以内

その他の事項

- ・当社は、取締役会決議により、当社が必要と認めた者を相談役・顧問に選任しております。
- ・当社は、相談役・顧問制度に関する内規を定めております。
- ・相談役・顧問は、当社経営の意思決定に一切関与していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(業務執行)

1. 取締役会

原則として、取締役全員の出席により年9回開催し、業務執行に関する重要事項を審議決定するとともに、取締役の職務の執行を監督し、経営の透明性の向上に努めております。なお、取締役については、常勤取締役に各部門の業務執行を委嘱し、責任所在の明確化を図っております。

2. 常務会議

原則として、常勤取締役及び常勤監査役全員の出席により週1回開催し、経営に関する重要な執行方針及び経営全般にわたる重要事項を協議もしくは決定し、経営判断の迅速性と適正化の向上に努めております。

3. グループ経営管理体制

当社および当社グループ会社が、緊密な連携のもと総合的発展を図ることを基本方針として業務を行うとともに、両者がその権限と責任を明確にし、経営効率の向上に資するための基本的事項を定めた関係会社管理規程に基づき状況に応じて必要かつ適正な管理を行っております。

(監査・監督)

1. 内部統制委員会

常勤取締役等で構成され、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会(原則年3回定期的に開催)により、当社業務が健全且つ効率的に遂行されるよう、当社と当社グループ会社の内部統制システムについて、その有効性の評価をはじめとする内部統制に関する全ての事項の審議や実施結果の報告等を行っております。

2. 内部監査

内部監査室にて年度計画を策定し、代表取締役社長の監督のもと、内部監査室が計画的に実施しております。指摘事項があれば速やかに是正させ、結果を代表取締役社長及び内部統制委員会に報告しております。

3. 内部通報体制

コンプライアンス体制の実効性を高めるため、内部統制委員会の監督のもと、コンプライアンス小委員会を法令の違反行為等の通報窓口とし、通報内容に応じて迅速に対応する体制を整えております。

4. 監査役監査

各監査役は会社の健全な経営と社会的信頼の向上を目指して、取締役会に出席し、また、常勤監査役は常務会議、内部統制委員会などの職務執行上重要な会議に出席し、それぞれ必要に応じ意見を述べているほか、当社及び当社グループ会社の業務執行各面における監査を行っております。また、内部監査室ならびに会計監査人と密接に連携することにより監査機能を強化し、経営の健全性を確保しております。

5. 会計監査人監査

監査法人である東陽監査法人(指定社員 酒井宏暢、小林弥、桐山武志)と監査契約を結び、当企業集団全体に対し、期末監査に偏ることなく、期中を通じて満遍なく会計監査が実施されております。なお、会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名であります。

(その他)

弁護士及び税理士と顧問契約を締結しており、業務執行における適法性確保のため必要に応じて助言を得ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社取締役11名のうち社外取締役は4名であり、鉄道業界に精通した経営者の視点、豊かな財務経験、公認会計士としての豊富な経験、経営に対する客観性・中立性の視点から助言および業務執行の監視を受けております。また、監査役4名のうち社外監査役は3名であり、豊かな財務経験や経営に対する客観的・中立的な視点から監査を行っております。なお、監査役会は内部監査部門である内部監査室ならびに会計監査人と密接に連携することにより監査機能を強化し、経営の健全性を確保しております。当社は、合理的かつ迅速な経営判断と適正な監督・チェック機能をバランス良く併せ持つものとして現行のコーポレートガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月26日開催の定時株主総会に関する招集通知は、法定期日より11日前に発送しております。
その他	2019年6月26日開催の定時株主総会に関する招集通知は発送7日前(法定期日の18日前)より当社ホームページ及び東証ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社において説明会を開催し、会社概要、決算概要、中期経営計画の概要等について説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、東証適時開示資料及び株主優待制度、報告書、株主総会関連資料等について掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2004年8月に、法令・社会規範の遵守並びに企業の社会的責任を遂行するため「行動規準」を制定し、株主、投資家との関係のほか、社会全体、顧客、取引先等との関係について規定し、各取締役及び各使用人に規程を配布し、周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	(環境保全) 上記「行動規準」に環境への負担軽減に配慮する旨を規定しており、全列車の省エネ型車両両化等により、CO2排出量を抑制しております。更に、エネルギー効率の高い公共交通機関の利用促進を図ることにより、社会全体の環境負担低減を目指しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、内部統制システムを下記の方針に基づき整備することを決議しております。

内部統制システム基本方針

【経営の基本方針】

当社及び当社グループ会社は、お客様に信頼され、安全かつ快適な輸送・サービスを提供し、また企業の社会的な責任を遂行するため、適法かつ適正な事業活動のもとで地域社会の発展に貢献する企業を目指し、継続的に企業価値の向上に努めます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1 - 1. 内部統制委員会の専門組織である当社及び子会社で構成されるコンプライアンス小委員会において、コンプライアンスの取り組みを統括します。また、法令遵守を含む具体的な事項を定めた行動規準を策定しており、取締役及び使用人への周知を徹底します。

1 - 2. 行動規準に基づき、反社会的勢力には毅然として対応し、いかなる状況下でもそれらと一切関係を持ちません。

1 - 3. 内部通報者制度取扱規則に基づき設置されたコンプライアンス相談窓口を活用し、会社内部の違反行為等を未然に防ぐ体制の強化に努めます。

1 - 4. 資産の保全・業務の運営について、内部監査室による内部監査を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

2 - 1. 株主総会、取締役会及び常務会議の議事録をはじめとする職務の執行に関わる文書等の保存は、文書保存規程に基づいて行います。また、情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する規則により対応します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

3 - 1. リスク管理の観点から、内部統制委員会に専門組織として当社及び子会社で構成されるリスク管理小委員会を設置しており、事業に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを分析・評価し、リスクの発生防止に係る体制の整備並びに発生したリスクへの対応を図ります。

3 - 2. 必要に応じて各種規則、業務プロセス、手順等の見直しを継続的に行うほか、重大事故や自然災害等の異常事態が発生した際、必要な体制が早期に確立できるよう、異常時対策規則に基づき、定期的に訓練を実施します。また、大規模地震等が発生した場合には、事業継続計画に基づき、事業の継続、早期復旧に取り組みます。

3 - 3. 反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

4 - 1. 取締役会(原則年9回開催)において、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、常務会議(常勤取締役で構成、原則週1回開催)において、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関わる意思決定を行います。

4 - 2. 業務の執行については経営計画を策定し、これに基づいて行います。

4 - 3. 職制及び職務分掌、職務権限規則に基づき、各職務の権限と責任を明確にします。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

5 - 1. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

5 - 1 - 1. 当社及び子会社で構成されるコンプライアンス小委員会において、子会社のコンプライアンス体制の充実を図ります。当社が策定している行動規準は、子会社に周知徹底を図ります。

5 - 1 - 2. 当社のコンプライアンス相談窓口を活用し、違反行為等を未然に防ぐ体制の強化に努めます。

5 - 1 - 3. 内部監査室が、子会社に内部監査を実施します。

5 - 2. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

5 - 2 - 1. 関係会社管理規程に基づき、子会社が当社に報告すべき事項を明確にし、これに基づき子会社より報告を受け、必要に応じて指導を行います。

5 - 3. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

5 - 3 - 1. 当社及び子会社で構成されるリスク管理小委員会において、子会社の事業に係るリスク管理を行います。

5 - 4. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

5 - 4 - 1. 子会社を管理する部署において、関係会社管理規程に基づき、子会社の管理を行います。

5 - 4 - 2. グループ社長会を定期的開催し、経営情報の共有等を図るとともに、必要に応じて指導を行います。

5 - 4 - 3. 子会社に経営計画を策定させ、これに基づき職務を執行させます。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

6 - 1. 監査役を補助すべき組織として監査役室を設置しており、職務の補助に必要な使用人を配置します。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

7 - 1. 監査役室の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専任の使用人とします。

7 - 2. 監査役室の使用人の人事及び監査役室の組織変更等には監査役の承認を必要とします。

8. 監査役への報告に関する体制

8 - 1. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

8 - 1 - 1. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を発見したときは、当該事実を監査役に報告します。

8 - 1 - 2. 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

8 - 2. 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

8 - 2 - 1. 当社または子会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を発見した子会社の取締役、監査役及び使用人または

これらの者から報告を受けた者は、適時、適切な方法により当該事実を当社の監査役に報告します。

8 - 2 - 2 . 子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

9 . 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

9 - 1 . 内部通報者制度取扱規則に準拠し、監査役への報告を行った者に対し、不利な取扱いを行いません。

10 . 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

10 - 1 . 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、速やかに費用または債務を処理します。

11 . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

11 - 1 . 監査役は、常務会議等取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、重要な意思決定の過程を把握するとともに、職務執行に係る重要な書類の閲覧等を通じ、業務の執行状況を把握します。

11 - 2 . 監査役は、当社の会計監査人と監査情報の交換を行うとともに、内部監査室との連携を図ります。

2 . 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループ会社に勤務する者すべてが守るべき具体的な事項を定めた行動規準に基づき、反社会的勢力には毅然として対応し、いかなる状況下でもそれらと一切関係を持ちません。また、反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点では、当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針等について特に定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社の情報開示に対する基本的な考え方は、当社及び当社グループ会社に勤務する者が守るべき具体的な事項を定めた「新京成電鉄グループ行動規準」の中で「経営情報の開示」を定め、株主、投資家等に対して当社の経営情報を適時かつ適正に開示する旨を策定し、周知徹底を図っております。

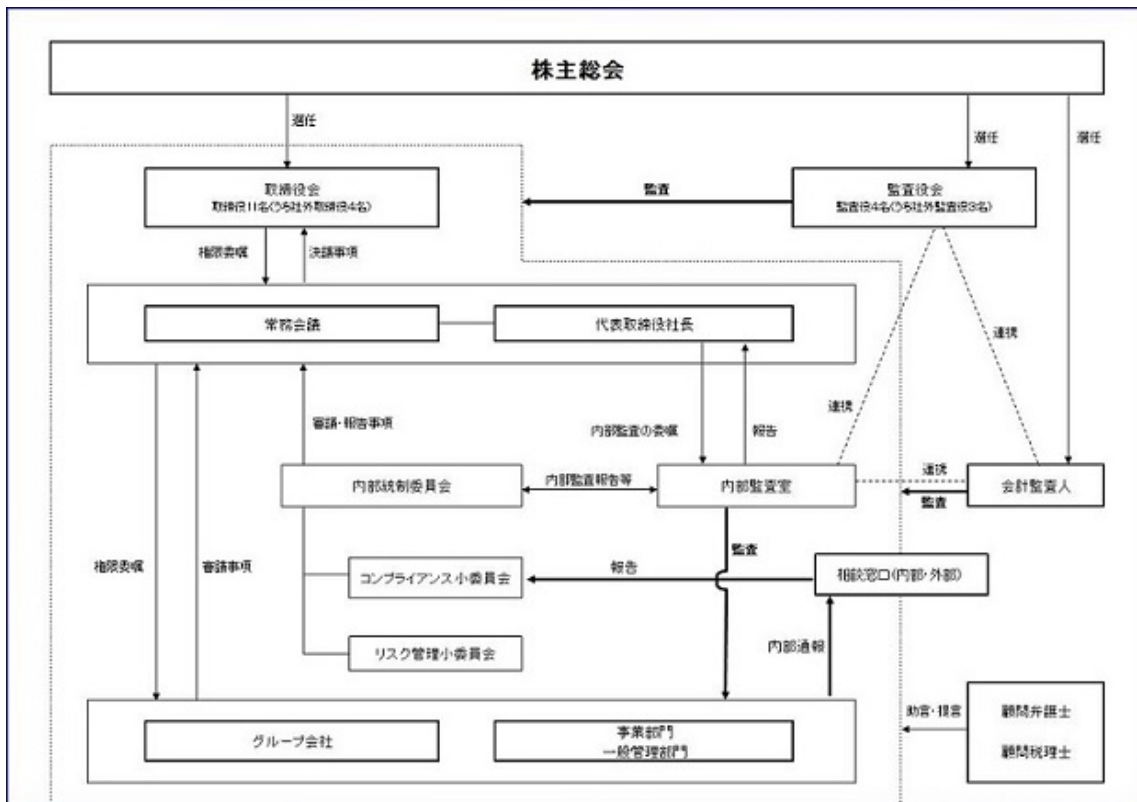
また、発生した会社情報が重要事実等証券取引所の定める適時開示情報か否かの判断及び当該情報の公表時期の決定については、当社社内規定「内部者取引防止規則」に基づき担当部署及び、総務人事部の協議に基づき情報取扱責任者となる総務人事担当役員が決定し、総務人事部が公表することとなっております。

原則として、業務の執行等に関する事項は常勤役員で構成する常務会議(原則週1回開催)において審議の上開示を行い、経営に関する重要な事項は取締役会において決議した上で開示を行っております。

当社は、この「行動規準」および「内部者取引防止規則」により、当社内における会社情報の報告・開示体制を構築しています。また、子会社に関する経営関連情報についても、各社から当社への会社情報の報告体制を構築しています。

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社では、経営諸活動における管理・運営の制度及び業務の遂行状況を法令・社会規範の遵守並びに社会的責任の遂行という観点から、検証・評価・改善を行うために内部監査室が定期的に内部監査を実施しています。内部監査の結果は、内部統制委員会において報告し、社内体制のチェック機能向上を図ります。



【会社情報の適時開示に係る社内体制図】

